

国自安第 139 号
国自旅第 87 号
令和 8 年 10 月 1 日

各地方運輸局（関東・近畿を除く）自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局安全政策課長

物流・自動車局旅客課長

一般旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行業者等の
関係機関への通知について

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー・ハイヤー事業者」という。）の法令違反への関与が疑われる旅行業者等（旅行サービス手配業者も含む。）に対する指導に資するため、旅行業者等を所管する関係機関（以下「関係機関」という。）に当該違反事実等を通知することとし、その取扱いを下記のとおり定めたので、本取扱いの確実な運用を期されたい。

なお、本通達の発出に伴い、「一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行業者等の関係機関への通知について」（平成 20 年 9 月 29 日付け国自安第 71 号、国自旅第 222 号）は廃止する。

また、本取扱いについては、観光庁参事官（旅行振興）と協議済であることを申し添える。

記

1. 関係機関に通知する事案

（1）通知の要件

貸切バス事業者及びタクシー・ハイヤー事業者が、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅

客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「特措法」という）又は法に基づく旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）に違反した場合であって、当該違反に旅行業者等の関与が疑われる場合、2. により関係機関へ通知するものとする。

（2）通知の対象とする違反行為

関係機関への通知の対象とする違反行為は次のとおりとする。

- ① 法第 9 条の 2 第 1 項の違反
- ② 法第 9 条の 3 第 1 項及び第 5 項の違反
- ③ 法第 10 条の違反
- ④ 法第 13 条の違反
- ⑤ 法第 14 条の違反
- ⑥ 法第 20 条の違反
- ⑦ 法第 30 条第 2 項の違反（従前の高速ツアーバス又は従前の会員制高速バスの運行形態に該当する運行）
- ⑧ 「旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 1 項の規定に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成 13 年国土交通省告示第 1675 号）の違反（以下のものに限る。）
 - イ. 1 日の最大拘束時間
 - ロ. 休息期間（一の運送申込において休息期間が含まれている場合に限る。）
 - ハ. 連続運転時間
- ⑨ 運輸規則第 21 条第 6 項の違反
- ⑩ 運輸規則第 22 条第 1 項の違反
- ⑪ 運輸規則第 38 条第 1 項の違反のうち道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 22 条に規定する事業用自動車の運転者の最高速度違反に係るもの
- ⑫ 特措法第 16 条の 4 の違反
- ⑬ その他旅行業者等の関与が疑われる法、特措法又は運輸規則の規定の違反

（3）旅行業者等の関与の判断基準

1. （1）の「旅行業者等の関与が疑われる場合」とは、当該貸切バス事業者及びタクシー・ハイヤー事業者が旅行業者等との間で交わした運送申込書又は運送引受書の写し等により、当該違反事実が確認できる場合をいい、（2）⑧及び⑪の違反については、申込又は引受の内容における出発・到着時間又は運行行程が合理的でなく、結果として違反となった場合をいう。

2. 通知

（1）地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）は、1. に該当する事案であって、当該違反について法第 40 条に規定する輸送施設の使用停止以上の行政処分を行った場合、別紙 1 により物流・自動車局安全政策課を経由し

て観光庁参事官（旅行振興）付あて通知するものとする。

なお、通知は、貸切バス事業者及びタクシー・ハイヤー事業者に対する行政処分の決定後に行うものとする。

- （２）（１）の通知を受けた観光庁参事官（旅行振興）付は、旅行業法施行規則（昭和４６年運輸省令第６１号）第１条の２各号に規定する旅行業に係る業務の範囲に応じ、第一種旅行業務を営む者については、当該旅行者等を管轄する地方運輸局等の観光担当部署に、第二種旅行業務を営む者、第三種旅行業務を営む者、地域限定旅行業務を営む者、旅行者代理業又は旅行サービス手配業を営む者については、当該旅行者等の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県へ通知する。

３．通知に対する回報

- ２．（２）に基づき通知された旅行者等に対する関係機関の対応結果については、別紙２により観光庁参事官（旅行振興）付から物流・自動車局安全政策課を経由して当該地方運輸局等あて回報するものとする。

４．その他

地方運輸局等、運輸監理部及び運輸支局は、貸切バス事業者に対し監査を実施する場合、事前に当該事業者の過去における自動車事故報告書（自動車事故情報収集・分析システム）を確認し、特定の旅行者等からの運送契約を伴う事故が多い場合においては、監査時に当該旅行者等からの運送申込みの運行について、特に注視して確認すること。

附 則（令和８年１０月１日 国自安第１３９号、国自旅第８７号）

この通達は、令和８年１０月１日以降の貸切バス事業者及びタクシー・ハイヤー事業者の違反行為から適用する。

令和 年 月 日

観光庁参事官（旅行振興）付 御中
（物流・自動車局安全政策課経由）

〇〇運輸局自動車〇〇部

一般旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行業者等について（通知）

下記旅行業者等が依頼した運送について、運送を引き受けた一般旅客自動車運送事業者の法令違反に関し、当該旅行業者等の関与が疑われるので通知します。

記

旅行業者 （旅行業者代理業者） （旅行サービス手配業者）	氏名又は名称	
	住 所	
	登 録 番 号	〇〇都道府県知事・観光庁長官登録旅行業 1・2・3種・ 地域限定 第〇〇号 〇〇都道府県登録旅行業者代理業第〇〇号 〇〇都道府県登録旅行サービス手配業第〇〇号
一般旅客自動車 運送事業者	運送事業の種類	
	氏名又は名称	
	住 所	
	営業所の名称	
	営 業 所 住 所	
法 令 違 反 の 概 要 等	運 送 日	
	運 送 行 程	
	違 反 概 要	
備 考	（旅行業者等 の関与が疑わ れる理由等を 記載すること）	

※記載欄が不足する場合等は、別紙により付加する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局自動車〇〇部 御中
(物流・自動車局安全政策課経由)

観光庁参事官(旅行振興) 付

一般旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行業者等に対する対応について

令和 年 月 日付けをもって通知のあった一般旅客自動車運送事業者の法令違反への関与が疑われる旅行業者等に対する対応結果について、下記のとおり回報します。

記

1. 旅行業者等の登録番号、氏名又は名称及び住所
2. 一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所
3. 旅行業者等への対応日
4. 旅行業者等への対応部署及び対応内容
5. 当該旅行業者等の取った措置
6. 特記事項